

フィリピン労働雇用省(DOLE)が船員保護法に関する施行規則を公布

フィリピン労働雇用省は 2016 年 4 月 19 日に船員保護法の施行規則として 2016 年省令第 153 号を発行しました。

船員保護法とは、弁護士等に、アンビュランス・チェイシングおよび、船員や亡くなった船員の遺族による後遺障害手当や死亡給付金を求めるクレーム提起に際して高額な報酬を請求することを禁止する法律です。施行規則においては、どのような時にアンビュランス・チェイシングが行われたり高額な報酬が請求されたとみなされるのか、詳細が記されています。

施行規則によると、アンビュランス・チェイシングが行われているとみなされるのは以下の要件にあてはまるときです。

- a. 船員やその遺族が何らかの請求のために船員の雇用者を訴追することを、弁護士自らまたは代理人を介して促すこと。
- b. 請求が、事故や病気あるいは死亡によって受給できる補償金や給付金の回収のためのものであること。かつ
- c. 船員やその遺族が得たまたは裁定を受けた補償金や給付金を弁護士が預かり、そこから報酬を控除することを条件に訴追が行われること。

ここで重要となる要件は、訴追を促す行為です。「促す(soliciting)」という言葉は、補償金や給付金の回収のために雇用者を訴追するよう船員またはその遺族を扇動する、勧誘する、鼓舞する、助言するまたは要請する行為と定義づけられました。

アンビュランス・チェイシング行為は刑事犯罪とみなされ、PHP50,000.00 から PHP100,000 の罰金もしくは 1 年から 2 年の禁固または罰金と禁固の双方が課されます。

施行規則ではさらに「高額な報酬請求」とは、船員またはその遺族の代理人が、裁定される補償金総額の 10%を超える報酬を要求する場合である、と規定されています。これは、船員の事故や病気あるいは死亡によって受給できる補償金を求めて、中央労使関係委員会(NLRC)、労働仲裁人(Labor Arbiters)、中央斡旋調停委員会(NCMB)、海外雇用庁(POEA)、労働雇用省もしくはその地方事務所または労働争議を扱うその他準司法機関においてクレーム提起される場合に適用されます。この規定に違反する契約条項の効力は、フィリピン民法典およびその他関連する法律や規則に従うこととなります。

上記規定への遵守を保証するために、中央労使関係委員会、労働仲裁人、中央斡旋調停委員会、海外雇用庁、労働雇用省もしくはその地方事務所または労働争議を扱うその他準司法機関は、船員またはその遺族の代理人の報酬額が、補償金や給付金の 10%を超えないよう、決定、命令、判決、または裁定の中で明示しなければなりません。

施行規則は、2016 年 5 月 6 日付の新聞への掲載により公布され、その 15 日後に施行されます。

以上

Ruben Del Rosario, President, Del Rosario Pandiphil Inc.

<http://delrosario-pandiphil.com/>